

平成30年 7月25日

## 第 114 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第114回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年7月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 平成30年7月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、  
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、  
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 7番 新田佐悦

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第114回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による  
届出について  
報告第4号 農政専門委員会の付議した事項について  
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対  
する可否決定について  
議案第21号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する  
可否決定について  
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に  
ついて  
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定に  
ついて  
議案第25号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第26号 平成30年度岩手県農業委員会大会の要請議案について  
協議第1号 平成30年度家族経営協定の推進について  
協議第2号 「農地利用最適化活動計画書」について

開会時刻 午前10時

議 長	<p>ご苦勞様でございます。本日は先ほどの出発式から総会まで、よろしくお願ひします。それではただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願ひます。先唱を15番、菊池清重委員にお願いいたします。</p>
委 員	<p>〔遠野市農業委員会憲章〕朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第114回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、新田佐悦委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。  6月28日から6月29日まで、平成30年度第1回岩手県都市農業委員会会長会総会が宮古市で開催されてございます。  6月29日、平成30年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会が盛岡市で開催されまして、佐々木会長、専務理事が退職。新たな新体制で活動することとなっております。  7月1日、平成30年度達曽部地区敬老会に参加してございます。  7月13日、花巻農業協同組合広域合併10周年記念式典並びに祝賀会が花巻温泉で開催されてございます。700名程の参加でございます。  以上です。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  続いて今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは事務事業経過報告いたします。  6月26日、エゴマ定植を行いました。農業委員さん方、推進委員さん方の出席で土淵町のエゴマのほ場で行いました。  6月29日、平成30年度遠野市認定農業者協議会総会が開催されました。これに奥友会長職務代理者が出席しております。場所はJAとおのライフサービス生活センターで行いました。  7月10日、農地法等申請締切日でございました。  7月17日、農地転用等現地確認調査を実施いたしました。  7月17日、第1回農政専門委員会を市役所本庁舎3階中会議室で開催いたしました。  7月18日、農業委員会組織農地利用最適化推進活動におけるブロック別検討会が奥州地区合同庁舎で開催されました。これに青笹地区の農業委員、推進委員さん方が出席してございます。  7月21日、菜の花のほ場草刈りということで、青笹町と上郷町のほ場で草刈りを行いました。青笹地区と上郷地区の農業委員さん、推進委員さんが行いました。  7月23日、第5回運営委員会が開催されました。市役所本庁舎3階中会議室で運営委員の方々の出席で運営委員会を開催しております。  7月25日、農地パトロール出発式。本日でございますけれども、先ほど行いました。そして、本日、総会。総会後に第1回農業委員会だより編集委員会が開催される予定であります。  7月26日以降の主な行事予定についてです。  7月27日、●●市農業委員会視察研修ということで、遠野市にいらっしゃいます。午後1時から2時半までということで、農業委員、推進委員さん、事務局職員で対応いたします。いらっしゃるのは14名予定されております。市役所本庁舎大会議室で事前に説明をいたしまして、その後、菜の花とエゴマのほ場を視察される予定になってございます。  7月30日から8月8日まで、平成30年度農地パトロール（利用状況調査）を実施</p>

	<p>いたします。</p> <p>7月31日、●●県●●市議会が視察研修でいらっしやいます。午前10時15分から11時45分まで、1時間半の短い時間ですけれども熊谷市議会の農業振興特別委員会がいらっしやいます。議員10名随行2名、遠野市議会からは事務局職員1名が同席いたします。後は事務局で視察対応という内容でございます。</p> <p>裏面にいきまして、8月1日、平成30年度JAいわて花巻懇話会が花巻温泉「ホテル千秋閣」で開催されます。これには会長が出席する予定です。</p> <p>8月上旬となっておりますが8月7日、平成30年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会が釜石市で開催される予定です。</p> <p>8月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>8月17日、農地転用等現地確認調査。その予備日が18日になります。</p> <p>同日、8月18日、平成30年度遠野市戦没者追悼・平和祈念式があえりあ遠野で開催されます。会長が出席される予定です。</p> <p>8月24日、第115回農業委員会総会が開催されます。</p> <p>8月29日、●●県●●●●町農業委員会の方々が見学研修に来遠されます。午後1時30分からということで、農業委員19名、事務局職員1名の方々に来遠する予定となっております。</p> <p>9月11日、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会が花巻市で開催される予定となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>視察対応がこれから3件ございますけれども、これには農業委員さんの出席もよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p><b>【報告事項】</b></p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは1ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について、であります。遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものでございます。</p> <p>番号1番、●●で、畑が4,040㎡、他3筆で合計6,667㎡であります。相続であります。届出日が6月26日、専決処分した日が7月13日ということでございます。</p> <p>番号2番、同じく相続で、●●●、畑が2筆で合計3,044㎡であります。届出が7月19日、専決処分した日が7月20日です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。これにつきましては同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>番号1番、借人が●●市、貸人が●●町の方です。土地は●●町、全部で14筆、合わせまして28,743.90㎡です。契約につきましては平成26年1月1日から平成35年12月31日まででしたが、年金の経営移譲の関係で息子さんに契約するというもので、今回全部解約するものであります。何ら問題なく合意解約成立ということで、この後議案第20号にあります。</p>

議 長	<p>番号2番、借人が●●町、貸人が●●県の方です。3筆で4,104㎡です。平成23年12月1日から平成33年11月30日までですが、今回全部解約するものです。これにつきましては売買になる予定でございまして、議案第21号で審議される予定であります。以上2件、全部解約の内容でありました。</p> <p>説明の中で、1番の関係、訂正させていただきます。28,743.90㎡であります。それでは事務局に報告いただきましたので、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>はい、質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、でございます。同法第5条の規定により農地現状届出変更書を受理したため、同要綱第6条の規定により報告するものであります。</p> <p>番号1番、●●町の方で土地が●●町●●●、面積が555㎡の内57.64㎡です。農業用倉庫を自力施工で造るものでありまして、平成30年6月25日から平成30年8月25日まで施行するものであります。</p> <p>番号2番、●●町●●の方で、畑4,644㎡の内70.56㎡、農業機械倉庫を造るものであります。7月4日から7月10日まで、自力施工によるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたさせたことに、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第4号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議 長	<p>「平成30年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」及び「平成30年度遠野市農業委員会活動計画について」、平成30年7月17日に開催した平成30年度第1回農政専門委員会での協議結果について、遠野市農業委員会会議規則第33条第2項の規定に基づき、佐々木誠一農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>1つ目の「平成30年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」の協議は、5月30日に東京都で開催された「全国農業委員会会長大会」で決議された政策提案の内容と、昨年度、上閉伊地方農業委員会連絡会で取りまとめた内容を参考に専門委員会で検討し、遠野市農業委員会としての要請議案をまとめたので、7月23日開催の第5回運営委員会で協議していくというものでした。要請議案については、この後総会議案として上程になります。</p> <p>2つ目の「平成30年度遠野市農業委員会活動計画について」は、①研修の実施と②農業者との懇談会について協議し、①研修については、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員の参加で実施する先進地視察研修の実施と総会終了後の時間を利用して行う専門研修の実施について、今後開催日時や内容等を検討していくこととした、というものでした。また、もう1点の②農業者との懇談会の実施については、遠野市認定農業者協議会と連携して、地区別に認定農業者との意見交換会を開催することとし、今後開催日時や議題等を検討していくこととした、という内容でした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告いたします。</p>
議 長	<p>次に議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録の署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に16番、小向幸子委員、17番、奥寺晴夫委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名します。</p>
議 長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>4ページでございます。第114回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計10件、190,501㎡。</p> <p>利用集積、今月計6件、11,899㎡。</p> <p>法第4条、今月計2件、1,174㎡。</p> <p>5ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計2件、1,050㎡。</p> <p>適用外、今月計5件、2,344㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、32,848㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第20号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>6ページでございます。議案第20号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、2番、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定であり、使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案の通り「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして日程第3、議案第21号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>

副主幹	<p>7ページでございます。議案第21号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>番号2番、譲渡人は県外に居住しており、今までも基盤法により申請地の近接地に農地を所有している方に貸し付けていたものですが、今回基盤法による利用権を解約し譲り渡すものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号3番、譲渡人は申請地が遠隔地であり、申請地に近接した父の生家に居住の譲受人の方に今までも管理してもらっていたもので、今回贈与するものでございます。</p> <p>番号4番、親子間による父から子への生前一括贈与でございます。</p> <p>8ページでございます。</p> <p>番号5番、6番、譲受人は酪農を営んでいる会社で、代表である譲受人の父、祖父が所有する農地を今回売買により会社で譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号7番、8番、今までもお互い交換して使用していたものですが、交換の所有権移転登記の手続きをしていなかったとのことで今回申請書が提出されたものです。</p> <p>以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当委員をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番、白金です。7月17日に、農業委員2名、推進委員3名、事務局3名、合計8名で確認にあるきました。場所は■■■■■■■■■■の裏の下の道を北に行ったところの田で、今まで賃借していたところを売買として申請されました。何ら問題ないことを確認してきました。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
4番委員	<p>17日、委員5名、事務局3名で現地を確認してまいりました。</p> <p>3番の件ですけれども、譲受人の住宅のすぐ真下になります。関係は親類関係になりまして、事務局の説明なされたとおりであります。</p> <p>5番、6番に関しては、親子関係で、3分位離れた場所にありますが、現在は草地になっていて何ら問題ないと確認しました。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員をお願いします。</p>
13番委員	<p>13番、鬼原です。17日、事務局3名、委員5名、計8名で現地確認をしてまいりました。事務局の説明のとおりですが、当時、口頭約束のみで耕作していたようです。現在それを正式に申請するという形です。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
6番委員	<p>6番、佐々木です。2番について質問します。この年齢でこの面積の規模拡大ということですが、今後後継者とか地域の担い手に託すような予定はあるのでしょうか。</p>
副主幹	<p>お答えします。後継者は、住基上は一人でお住まいの方ですのでこちらでは把握できませんが、今も基盤法できちんと耕作されている方ですので、その方に売買するということですので問題ないかと考えております。</p>

6 番 委 員	はい。
議 長	進みます。その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 21 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 4】</b> 続きまして日程第 4、議案第 22 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	9 ページでございます。議案第 22 号、農地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は 3 件でございます。 番号 1 番、新規で契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 2 番、新規で契約期間 3 年の賃貸借権設定でございます。 番号 3 番、新規で契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願います。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 22 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 5】</b> 続きまして日程第 5、議案第 23 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	10 ページでございます。議案第 23 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、賃貸住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は高齢のため耕作も困難となり、今後も安定した収入を得るため賃貸住宅を新たに建築しようとするものであり、現在も当申請地の隣接地で賃貸住宅を経営して



	<p>おり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、駐車場の整備を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。申請者は近隣住民の要請により駐車場を整備しようとするものであり、第3種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上2件、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>
12 番 委 員	<p>12番、鈴木です。1番の件ですけれども、7月17日に農業委員2名と推進委員2名、事務局2名の計6名で確認しました。場所は■■■■の北側で■■■■の北側のところであります。この方は事務局が説明したとおり、すでに申請地のすぐ隣に共同住宅を建てておまして、何ら問題はないと判断してまいりました。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。次に●●地区担当委員をお願いします。</p>
2 番 委 員	<p>2番、白金です。7月17日に農業委員2名と推進委員3名、事務局3名、合計8名で現地確認をしてきました。付近の人達から駐車場が欲しいと要望があり、10台分の駐車場を造りたいと申請され、確認したところ、周りの農地に影響がないことを確認してきました。場所は■■から東に300m位の所です。お願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
17 番 委 員	<p>17番。2番の件ですけれども、事務局にですが、この「貸露天駐車場」と言うのはどういうものですか。</p>
副 主 幹	<p>お答えいたします。屋根のない駐車場という規定になります。</p>
17 番 委 員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>その他は。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。1番、2番についてお尋ねします。これまで地目が田であった所が宅地に利用されてきたのか、2番についても地目が畑ですが、畑として今まで利用されてきたのでしょうか、その辺を教えてくださいと思います。</p>
12 番 委 員	<p>1番ですけれども、田ということですが今まで牧草を、という経過がありますが、高齢ということもありましてなかなか作れないということもあって、その後は自己保全という扱いになっております。実を言うと現況は荒れ気味です。そういう状態ですので、かえってこうしてもらえれば荒れ地が減るということで助かります。</p>
議 長	<p>2番の件は。</p>
副 主 幹	<p>お答えいたします。畑という地目になっておりますけれども実際は同じく自己保全という状況で、草刈りはされていない土地になっております。</p>

議 長	よろしいですか。
6 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 23 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 6】</b> 続いて日程第 6、議案第 24 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	11 ページでございます。議案第 24 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は 300m 以内に公共公益的施設である駅があり、第 3 種農地と判断しました。申請者は家族 4 人と借家住まいをしていましたが、借家は昭和 30 年代に建てられたもので大変古く、いたるところで老朽化が進んでおり、駅に近く市道に接し交通及び通勤に便利な場所であることなどから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件は平成 30 年 3 月 27 日付けで遠野市長から遠野農業振興整備計画変更案の意見聴取があり、平成 30 年 4 月 20 日に農地専門委員会で現地確認等事前確認を行い、平成 30 年 5 月 2 日付けで遠野農業振興整備計画変更の決定通知があり、今回申請書が提出されたものです。 番号 2 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は 500m 以内に公共公益的施設である駅があり、第 2 種農地と判断しました。申請者は現在夫婦で借家住まいをしておりますが、近く子供が生まれる予定であり、今後の安定した生活を図るため新たに住宅を建築しようとするものであります。また、夫婦共働きであり当申請地が妻の生家の隣であるため日常生活及び子育ての協力を得られることなどから当申請地を適地としたものであり、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上 2 件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区、農地利用最適化推進委員さんお願いします。
推 進 委 員	17 日に、現地確認ということで綱木委員が欠席ということで、推進委員 2 人と事務局 2 人で確認してまいりました。事務局より説明があったとおり 1 番、2 番とも問題なしと判断してまいりました。



2 番 委 員	2 番、白金英子です。7月17日に農業委員2名、推進委員3名、事務局3名、合計8名で現地確認してきました。場所は■■■■■の裏手になりますが、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったということで確認して、何ら問題ないことを確認してまいりました。お願いします。
議 長	ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員お願いします。
13 番 委 員	17日、事務局、農業委員、推進委員8人で確認してきました。3番ですが、私の覚えている限りずっと前から通路でした。4番です。ここは既に水路だったと思われます。排水路ですか、そのように確認してきました。5番ですが、先ほど議案21号にもありましたけれども、口頭約束のみで双方やっていたということでした。間違いなくかなり年数の経つ住宅が建っております。以上、確認してきましたが、問題ないと認識しております。審議お願いします。
議 長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第8】 続いて日程第8、議案第26号、「平成30年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事 務 局 長	議案第26号、平成30年度岩手県農業委員会大会への要請議案について、であります。別紙のとおりとするものでございまして、別紙「平成30年度岩手県農業委員会大会の要請議案について」ご覧になっていただきたいと思えます。 全部で4ページございます。朗読いたします。農業施策の充実に関する要請決議、遠野市農業委員会。 1 担い手への農地利用集積施策の改善方策 (1) 担い手への農地の利用集積推進 農地の集積・集約化は、生産コストの低減となり、経営体力の強化に繋がることなどから、担い手が経営規模拡大のために必要な施策と認識するところであります。 しかしながら、農地中間管理事業により担い手への農地集積・集約化を進める中で、出し手農家の課題として、経営規模の縮小あるいは廃業に伴い、その後の生活に不安を感じる農家もあり集積が進まない要因にもなっているため、農地を貸出した後の生活を安定させられるよう、農地集積協力金の額を増額するなど制度の充実と予算の確保を図ること。 また、山間及び中山間地帯では農地の形状が悪く作業効率がよくないというえ、農地までの距離が遠いためガソリン代等管理に多額の経費がかかり、収支面から、借り手が見つからない現状なので、水田の畦畔除去、暗渠排水、作業道の簡易な整備を費用負担なしで行い再配分する予算の大幅な増額を図ること。 さらには、農地集積を一層促進するための手段として、機構集積協力金の交付対象区域の、農業振興区域以外への拡大を検討すること。 あわせて、農地利用状況調査における農地の特定等、業務の効率化・負担軽減を図るため、関係者へタブレット通信端末を配布し、現場で「全国農地ナビ」の情報との付き合わせや農地中間管理機構へ提出する写真の撮影等を行うことができるよう支援措置

を講じること。

また、農地利用の最適化に関する業務を一層推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する研修等の支援を行う都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

(2) 「人・農地プラン」の推進に係る活動予算の確保

農地中間管理事業による農地の貸し付けを加速化するため、地域における「人・農地プラン」の話し合いを通じた推進と活動に必要な人件費等事務経費予算の確保を図ること。

(3) 相続未登記農地の解消に向けた法整備の実施

相続未登記のため農地の集積・集約化ができないなどの阻害要件が発生しています。現在の耕作者の判断により貸借が可能になるよう法整備をされたい。

また、相続農地の登記の義務化の法整備をされたい。

2 担い手・経営対策

(1) 米政策の見直しに伴う制度の充実等

平成30年産以降、「米の直接支払交付金」が廃止されたことで、農家所得が減少することになり、水田農業の持続に不安を感じている農家が多い。特に大規模な水田農業に取り組む農業者ほど深刻な状況であることから、農業者の経営の安定・継続が図られるよう、「水田活用の直接支払交付金」等の制度の充実と予算の確保を図ること。

(2) 担い手の農業経営の安定対策

農地の集積・集約化は、今後、一層推進していくことにより、担い手（認定農業者、法人等）の役割が増大します。

そのような中、認定農業者や法人等の担い手が安定して農業経営できるよう、経営規模拡大や多角化を行う際の資金対策として、スーパーL資金等各種融資・助成制度は必要であり、その融資・助成制度の採択要件の一層の緩和及び申請方法の簡便化を図ること。

さらには、新規就農者の確保・定着及び集落営農組織の経営安定化、法人化等に向けて、アドバイザー等指導者の設置に係る財政支援を講ずること。

議長 10分間休憩します。

(休憩)

議長 会議を再開します。事務局、続きを願います。

事務局 長 続けさせていただきます。2ページ 3番からです。

3 中山間等地域対策

(1) 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の充実強化

地理的及び農地が狭小等の条件不利地域において、農地を保全・維持していくための施策として、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度は欠くことのできない制度で、その効果は多大であります。

しかし、現行の中山間直接支払制度は、傾斜度により交付金が算定されているが、傾斜地の区分だけではなく、法面面積や用水の確保など総合的な判断を加味するなど、持続的な営農が図られるよう、全面的な交付単価の見直しなど制度の拡充を図ること。

また、多面的機能支払制度については、地域資源を共同で維持していく活動組織の取り組みに対する十分な予算の確保を図ること。

さらには、両制度を活用し、環境保全及び農地を守る活動を積極的に行っている地域ほど、事務処理が非常に多岐に渡るため、事務局養成講座の充実、また、事務委託を行う場合の経費等予算の確保など制度の拡充を図ること。

(2) 家畜の放牧利用等

中山間地域の耕作放棄地の発生防止・解消を図るうえで、人手に頼らない肉用牛を中心とした家畜の放牧利用等の推進が必要であり、農地の利用調整から放牧までの一元的な実施体制を構築する必要があります。

このため、集落営農組織等を実施主体として、①素牛等の導入費用の助成、②放牧用

地の団地化の支援、③電気柵設置経費の助成、④放牧技術の習得のための放牧実践研修スクールの開設等を行う「中山間地域放牧拡大促進事業（仮称）」を新たに措置すること。

また、地域農業の再構築に欠かせないのは人材の育成・確保です。とりわけ、中山間地域等では集落営農組織の整備・強化が喫緊の課題となっています。このため、集落営農・法人の組織化と体質強化を図るため人材育成に向けた「集落営農組織リーダー養成講座（仮称）」の開催や集落法人組織の設立・運営支援、次世代を担う人材育成・確保のためのサポート体制の構築のための事業を新たに措置すること。

### (3) 鳥獣被害対策の強化

クマ・シカ・ハクビシン・サル・カラスなど有害野生鳥獣による農作物はもとより、人的被害も多発している現状から、今まで講じてきた狩猟従事者の育成及び電気柵等の設置補助などの対策では効果が薄いと判断せざるを得ません。被害が引き金となり離農・廃業する農家も出てきている現状を鑑み、鳥獣害対策は喫緊の課題であります。

特にも、市内においては、シカの生息域が拡大し、その被害は深刻です。有害野生鳥獣被害に歯止めをかけるには個体数を大幅に減少させるしか対策はないので、各市町村単位で一斉駆除を図る体制を整備する手段として、自衛隊員退役者や警察官退職者等に狩猟免許取得を斡旋して狩猟免許取得者を増員し、大駆除隊を国事業として構成し通年で徹底した駆除を図ること。あわせて駆除奨励金等の増額を図りたい。

また、駆除後の鳥獣処理施設（ペットフード製造工場等）を振興局単位に整備すること。

さらに、ジビエとしての活用を進めるための施設整備や狩猟以外の効果的な捕獲方法について調査研究を行い、徹底した駆除対策を講じること。

### 4 食育の充実と安全・安心対策の推進

農産物の地産地消を一層推進するとともに、「食の大切さ」を学びから修得できるよう、教育の一環として各学校に農園を整備し、農業体験を学校行事の一環とするなど食育教育の充実を図ること。

あわせて、和食材の消費拡大のためにも、ストレス緩和や認知・記憶の維持等に特に効果がある機能性食品について、年代・性別の個人に対応した商品開発に向けた支援を強化すること。

また、農産物の輸入にあたっては、残留農薬・動物用医薬品、遺伝子組み換え食品、海外の家畜の伝染性疾病や植物の病害虫等についての検査・検疫体制を強化するなど、食の安全性の確保に万全を期すこと。

（農業生産の環境的、経済的及び社会的な持続性に向けた取り組みで、安全で品質の良い食品及び非食品の農産物をもたらすものである「GAP（Good Agricultural Practices）」認証について、農業者への周知を行うとともに認証取得等への支援措置を講じること。）

### 5 「多様な農業の共存」を基本とする国際農業交渉

T P P（環太平洋連携協定）については、日本やオーストラリアなど米国を除く11カ国が参加し、平成30年3月にチリで「T P P 11」の文書に署名しました。また、日本とE U（欧州連合）とのE P A（経済連携協定）が平成30年7月に協定に署名されるなど、農業情勢は予断を許さない状況にあります。

農業は世界各地の多様な風土のもとで営まれており、土地条件、気候条件、雇用条件等農業経営者の努力だけでは克服できない格差が存在することから、世界各国の「多様な農業の共存」が図られる貿易ルール作りを基本に、毅然とした粘り強い国際農業交渉を進めること。

また、国内農業と国民生活に与える影響について検証を積み重ねたうえで判断するなど、拙速な交渉は決して行わないこと。

### 6 消費税引き上げなど税制改正等に対する対策

2019年10月から標準税率10%の消費税増税が予定されていますが、対象品目等の内容により軽減税率8%が適用されるなど、制度の複雑化による事務の煩雑化が懸念されます。このことから、国民の理解を深められるよう丁寧な説明をするなど、混乱を回避する対策を的確に講ずること。

	<p>7 東日本大震災津波・原発事故への対応と自然災害への備え</p> <p>東日本大震災津波・原発事故からの復旧・復興は一部で営農再開等に向けた動きがみられるものの、本格的な復興が進んでいない状況が続いていることから、国が責任を持って、自治体と十分な連携のもと、現場ニーズに合った農業再生のための事業を加速すること。</p> <p>また、依然として農畜産物（野生きのこ、山菜）の風評による価格下落等の被害は根強いことから、安全性を積極的にPRするとともに、販路開拓やブランド化等のための必要な予算について措置すること。</p> <p>また、原木椎茸櫛木など汚染された廃棄物の処理について、国の責任において早期に対応すること。</p> <p>あわせて、一部の国や地域における輸入規制について、早期解除を強く働きかけること。</p> <p>さらには、近年において各地域に甚大な被害をもたらした大型台風、異常気象による集中豪雨など、予期せぬ災害がいつどこで起きても不思議でない状況であることから、農地をはじめとする農業施設等の耐震性能照査並びに強靱化対策を急ぐとともに、災害補償制度・各種融資制度の充実等、発生後の復旧・復興に万全な対策を講じること。</p> <p>と、いたしました。3 ページ5 番に訂正が抜けておりましたが、平成 30 年7 月となります。これにつきましては、先ほどありましたが、国の要望とか昨年の方針を参考に作成しております。以上です。</p>
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
6 番 委員	6 番、佐々木です。内容的に、特に1 番の(1)の内容がこれまで以上に分かりやすかったです。その中で、ですけれども、どこに当たるのか分かりませんが、GAP 取得についての支援体制、推進等の報告をどこかに入れていただきたいなと個人的には思いました。
事務局 長	3 ページ、4 番の食育の充実と安全・安心対策の推進、の所がよろしいのかなと思います。認証制度ですね。東京オリンピックとかありますけれども。
6 番 委員	やっぱり、これからは必要だなと思いますので。
事務局 長	ここにGAPの取得の推進について、ですね。
6 番 委員	はい、推進と、それに向けて支援体制をいただくと良いのかなと思いますので。
事務局 長	はい。
議長	では、GAPは4 番に盛り込んで、上閉伊地方に報告して、県の方に提出すると。そういう形にしたいと思います。その他質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 26 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【協議事項】 次に、協議事項に入ります。協議第 1 号、「平成 30 年度家族経営協定の推進につい

事務局次長	<p>て」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p> <p>それでは協議第1号、平成30年度家族経営協定の推進について、ご説明いたします。資料は協議1となっているものと、種類が多いのですが、参考資料と、家族経営協定の既に締結されている地区別の例をご参照くださいということでお配りしてございます。</p> <p>資料をご覧になっていただきたいと思います。平成30年度の家族経営協定の推進でございます。1番に平成29年度の締結状況を表示してございます。新規が6件、見直し再締結が2件で合計8件。備考に農業委員さんによるものとかアドバイザーさんによるものとか。そして平成29年度末の累計は261世帯となっています。2番は昨年度の家族経営協定の推進になっておりますが、昨年度目標は新規で9世帯。アドバイザーさん中心に各地区の農業委員さんに取り組んでいただいて、目標は9世帯。内容の充実ということで次に取り組みとして、既に締結されているものの見直しもしていくということです。(2)①に新規協定締結、②に既存協定の見直しということで、ライフステージの変化があったと思われる世帯への声掛け、ということをお願いしたいと思います。③に単年度計画作成の奨励、④に家族経営協定の研修会も行っておりますということを表示しております。参考に、遠野から宮守まで、一部市外ですが、地区別の件数を記載しております。それから3番、取組期間ということで、10月末に中間取りまとめ期限、12月末に最終取りまとめ期限、平成31年1月に家族経営協定の締結、2月に実績報告を総会で、という内容としてございます。添付資料として「家族経営協定のすすめ」、「推進のためのヒントQ&amp;A」、「農家相談の手引き」から「家族経営協定」の抜粋、家族経営協定書の記載例、そういったものを配布してございますので、今年度の目標等につきまして、ご協議をお願いします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
9 番 委 員	今ちょっと名簿を見ましたが、1つ、亡くなっている人がいるのですよ。2人でやっていたものが1人になったら、家族協定はならないですね。現在1人暮らしなのですが。家族協定の変更を出さなければならないのですか。
議 長	この名簿を見ているのですね。
9 番 委 員	はい、そうです。今見て。
事 務 局 長	家族経営協定の締結につきまして、ですけれども、締結を推進するために締結者名簿をお出ししました。今お話のあったとおり、亡くなっているという方もいらっしゃると思います。そういった部分を確認して見直ししていくということになると思います。
議 長	家族経営協定の解除はありますか。
事 務 局 長	解除もあります。
議 長	家族経営協定というのは家族でやるものですよ。
事 務 局 長	そうです。例えば、亡くなった世帯がどういう状況かちょっと分からないですけれども、亡くなった方は亡くなった方としても例えば後継者がいて新たに結びなおす、そういうのが可能であれば見直しとなりますし、それが難しいのであれば締結はなくなるということです。このデータについても生存の確認はしていないので、今お話あったように確認をしていただきまして、必要などころは見直しをするということになると思います。
議 長	名簿はそれぞれチェックしていただきたいということですね。



事務局 長	この名簿は先ずチェックしてもらえればと思います。そしてさらに9世帯を目標にあらたに締結を推進していくというものですからこの名簿に載っていないと締結をしそうなどころがあるとすればそういった方々を対象に推進をしていただければと思います。先ず名簿をチェックする、そして見直す、そして推進していくという形になります。
10 番 委 員	10番です。この19名の農業委員の中で家族経営協定のメンバーおりますよね。一旦この文書を基にどうするか話し合ったほうがいいのではないですか。この名簿を追うと平成17年とか相当の年数経っている人もいますので、これは一から見直しをしないと通用しないものになっていると思うので、その時は協議をしてもらってその結果で委員にお願いして、地域で、考慮してくださいという形にしたらどうでしょうか。
事務局 長	はい。それが良いかなと思いました。この名簿の中で、締結された方を見ますと過去に農業委員やられた方が結構いらっしゃいます。今回農業委員になった方、推進委員になった方でまだ経営協定を締結されていない委員さん方については、出来れば家族経営協定に取り組んでいただければと思います。過去には農業委員さんは全員入るという時期もあった感じでした。
議 長	この名簿というのは261世帯の名簿ということで間違いはないですね。そうすると先ほど綱木委員さんが言われたように、「もう、1人しかいない」というようなことで大分件数も減るのではないですか。
事務局 長	そのとおりだと思います。
議 長	それを家族経営アドバイザーでしたか、その方々でこれを少し見直してみるとか。
6 番 委 員	私もアドバイザーとして先日の会議に出席してきましたけれども、今後進める上で今現在の状況の名簿が各委員さんであればいいなということで、今日用意していただいたと思うのですが、それを見ながら進めていただくということで。もちろん今の綱木委員さんからの意見もあると思うのですよ、各町によって。ですから、改めて家族経営アドバイザー会議に諮らないで、諮らなくてもこの時点で推進にもあたらないわけですし。ただ確認ということはする必要あるかと。本人の意思がないと解除にはならないかと思って、委員さんが見受けられて1人世帯だからと言うときには一言声をかけられて契約解除しますかと思いを確認して、サインとか必要とあればそれを書いてもらうという形で良いと思うのですが、載っていないところで新たに推進したいという方には行ってもらう新規加入ということで。その場でそのことだけ確認して各委員さんで進めていただければ良いのではないかと思います。
議 長	私はですね、農業委員さんだけが委員ではなくて推進委員さんも巻き込んでいただいてそれぞれの地区で対応していただければと思うのですが、ただ確かに綱木委員さんが言われているように、もう亡くなっている方や転出している方もここに入っているの、大分減ると思いますよ。解約の場合は届出が必要ですか。
6 番 委 員	それは改めて。今の疑問点については事務局の方で県の担当の方に確認していただいて、その旨お知らせいただきたいなと思います。今後の進め方として推進委員さんとの勉強会は、青笹地区では月1回の推進班会議ありますので、その中で説明して進めて行くという方法もありかなと思います。
10 番 委 員	総会で、今議論するとどういふポイントなのか分からないから、せつかく家族アドバイザーの組織があるのだからそれを活用してそこで話をしてもらってポイントを絞って、全部見直しをすとか方向性を出してもらって、それを総会で、推進班を巻き込みながら決めていくというのが組織として良いのかと思いますけれども。

事務局次長	<p>説明が少し足りなかったので、委員さん方からありましたので、補足いたします。7月9日に平成30年度第1回家族経営協定推進会議を開催しまして、新たなアドバイザーさんに辞令交付して、総会の資料と同じような内容で協議をいたしました。目標値等は先ほどの内容です。推進アドバイザーさんは各地から1人ずつで、その推進委員さんの9人だけで推進するものではなくて、アドバイザーさんが中心になって農業委員さんと一緒に活動して見直しを進めて行くということで。推進委員さんには家族経営協定を直接結ぶような形で、今年度に限っては先ず推進委員さんに入っていただくような活動も一つというような話もありまして。事務局の方で亡くなった方の確認はしておりませんでしたので、そういったものは事務局の方で確認をして。</p>
18番委員	<p>18番、奥友です。今次長がおっしゃったことを縮めて考えると、それぞれの地区でアドバイザーを中心にやっってくださいね、ということになります。そういうことですね。名簿はあくまで参考ですよ。参考ですけども変更はされていない名簿ですよ。未変更の理由は亡くなった人とか1人になった人、すると家族ではなくなるから。ただ、本人からの申告制でしょ。こうだからこうしようという話ではなくて本人からの申告じゃないと、申告に基づいて変更という考え方なのでしょ。出された側の方で積極的に現行化に努めましょうということではないのですよね。能動的ではなくて受動的な現行化なのでしょ。</p>
事務局長	<p>締結推進、締結しましょう、農業経営をより良くするために、ということですね。今回お出しした名簿というのは締結の内容を示したものです。よって、例えば、一番上の方については10年前に締結したものですから、経営は変わってないと思いますけれども家族構成の場合は経営内容が変わっているところも、もしかしてあるかもしれないです。よって、その内容も今回確認していただいてより良いものにしていけばいいのかなという思いはあります。能動か受動か、と言うと、その辺は微妙ですけども、農業委員さん、推進委員さん方が家族経営協定を推進していく中で、これは参考資料ですので、もしさらにこうしたらいいのではないかとということがあれば見直す、これはもう時代にそぐわないなというのがあれば直す、さらにあの人を加入させたらいいのではないかとするのは推進してみる、そういうのがいいのかなと思います。申告しないとずっと古いままで行ってしまいますので、その辺は状況を見て判断されればいいと思います。</p>
議長	<p>とりあえず、この名簿は参考資料という形になるものです。この名簿を見て、確かにもう転出している、旦那さん亡くなって妻子だけだよとか、判断できる部分だけは判断していただきたいということになります。特に、宮守の方ちょっとみていただけますか。後ろから2番目。もうNo.3、4、5も転出しているのですよ。いないですから。その下の協定書なしというのはどういうことですか。</p>
事務局長	<p>ちょっと実態を確認してみますので。</p>
議長	<p>それではこの名簿は今日回収します。事務局の方でちょっと調査していただいて。協定書なしというのは、協定書なしでここに入っているということだからそれは確かなのか、協定書があっても間違っとなしにしたのか、その辺をちょっと調べてもらえませんか。</p>
事務局長	<p>回収しなくてもこれはこれで参考資料として見て、事務局は事務局で確認すると。そうすればスピードアップします。</p>
議長	<p>そうですね。じゃあこれはあくまでも参考資料として、家族構成も載っていますので部外秘でよろしくをお願いします。</p>
16番委員	<p>ある程度分かることは事務局に伝えて修正かけてもらったり確認してもらったりするような感じで直していったほうが良いと思います。</p>

議 長	分かる範囲内で結構ですので。
17 番 委 員	協定の見直しを、例えばもう亡くなっているとかいう項目も、入れた方が良くないですか。今日で。
事 務 局 長	今いろいろ出された意見を尊重して今後名簿の内容をチェックして行きます。よろしくをお願いします。
11 番 委 員	確認ですが、この家族経営協定に取り組むのに最適化推進委員もその役割を果たさなければいけないのか、そういうふうになっているものですか。推進委員も一緒に取り組むべきものなのか、例えば農業者年金とか、家族経営協定の推進に農地最適化推進委員も一緒に行動しなければいけないものなのかというのをちょっと。この間の会議中も確認しなかったものですか。かけ離れている部分もあるのではないかと感じました。
6 番 委 員	推進委員さんはそこまでは内部に入っていないのではないかとおられて、ただ、家族経営協定を自身が締結する該当者にはもちろん入って欲しいなということでは、先日の会議では出たはずですよ。そういう意識で進めましょうと。
11 番 委 員	推進して歩くべきなのか、一緒に。そこら辺の推進委員の役割を確認していただければ。
事 務 局 長	決まっているのは担い手への農地利用集積化、耕作放棄地の発生防止、解消、そして、新規参入の支援活動、この3つです。ですからそれからすれば農業者年金は入ってしませんし家族経営協定についても入っていないということになります。現場主体の実践活動が農地利用最適化推進委員に求められるもので、そういった意味で農業委員さんと推進委員さんが情報交換する中でお話をし候補者をあげる、そういうのはありなのかなと思います。推進委員さんが主体的に農業者年金とか家族経営協定に参加することまでは求めていないようなのですが、話し合いの中で、農家との話し合いの中で、情報交換はいいと思います。
議 長	結果的には農業者年金は部内で、それから家族経営協定に関しては情報提供の段階で、という感じですか。
事 務 局 長	それぞれの農業委員会で違うようです。遠野市の場合は農業者年金等について推進委員さんは入れておりません。
5 番 委 員	新法での農業委員と推進委員の区分けはどのようなのですか。従来どおりの農業委員のやるべきことに荒廃農地、放棄地が付加されていて推進委員については入っていないですね。行政区内でそれを付加するというのはできるわけですが、あくまでも推進委員にはそれは入っていないですね。報酬の根幹に係る規定ですから。それともう1つは前に見直しを1回やっています、家族協定の全部。その時に亡くなった人もあって修正を出していたのですけれども、それが直っていません。例えば上郷の61番、亡くなって10年も経っています。それについても消して出していたはずですが消えていない。それから行政区も違っています。これは少し吟味する必要があるのではないかと気がしています。それからさっき奥寺委員も話していたとおりこういうのはやっぱり5年に1回とか再見直しをしてやるべきだと思います。例えば農業辞めたなんて人もいますから。5年か6年に1回とか、きちっとしたものを作っていないと全然いきたくない。きちっとした整備体制を作って手配してほしいなと思います。以上です。
事 務 局 長	先ほど言いましたけれども、事務局でチェックしたいと思います。正確な情報を把握して対応していくのが大事だと思いますので。

議 長	はい、分かりました。それでは、その他質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「平成30年度家族経営協定の推進について」は提案のとおりとすることといたします。 次に協議第2号、「『農地利用最適化活動計画書』について」を協議いたします。事務局にその内容を説明させていただきます。
事務局次長	協議第2号、農地利用最適化活動計画書について、でございます。昨年度新体制になって各地区で推進班を立ち上げていただきまして、活動計画書を7月総会に提出するようということで段階的に取り組んでいただきまして、その結果各地区の活動計画書を今回まとめることができましたので、表紙を付けまして、本総会に提出するものです。内容を確認して、農業委員会の30年度活動計画というものとはちょっと違う点があるが、農業委員会の活動計画であればきちんと総会で確認していただいてそれで年間やっているという形になりますけれども、各地区の活動計画は今回こういう形にまとめていただきましたけれども、良いものは取り込んでいただいたり活動しながら見直していただいたりということが出来るものでありますので、各地区のものをご覧いただくということで今回協議という形ですけれども、ご覧になっていただきたいと思っております。一部の地区でまだの所がありますけれども、この後追加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	はい、それでは説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。お願いですが、これは推進委員さんにも配布してください。
事務局次長	推進委員さんには総会の後に、もう少し修正して完璧なものになってから配布する予定でございます。
議 長	質疑ございますか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは進みます。質疑なしと認め質疑を終結します。協議第2号、「『農地利用最適化活動計画書』について」は提案のとおりとすることといたします。 このまま継続してよろしいですか。
委 員	はい。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
15 番 委 員	15番、菊池です。今日皆さんTシャツを着て、農業委員会と農地パトロールの部分でそろえていますけれども、前回新田佐悦委員からもありましたが、ちょっと内容が違うのですけれども、このように最適化推進委員も多くなって活動も多くなったということもありまして、やはり農業委員が本当に活動していると、どこに行っても農業委員だと分かるようにジャンパーを作ってはどうかと思っています。農業委員が活動する部分にだけ着るものですから、できれば後ろにでも農業委員と分かるように書いていただいて、これが農業委員で活動するときに着るものだということにしてはどうかと思います。最適化推進委員からも、現地確認に作業着で出るということですのでけれども、めいめいで皆さん着ていますけれども、やはりそろえてみてはどうかと思います。Tシャツは自費でしたが、できれば何かの経費で、市にでも要望してくれればと思います。1つ審議、提案したいと思っております。

議 長	補正予算を出して、皆さんの方に配布したいという考えはあります。ただし、予算ですから、このために必要なので是非予算をつけてくださいと事務局で考えるはずで。それに対応したいと思います。是非よろしくお願いします。
事務局 長	今お話ありましたようにジャンパーというお話ありましたけれども、ジャンパーがいいですか、作業着がいいですか。一応予算は9月補正と予算委員で、予算は多い方がいいので作業着で入れておきました。委員さん分、貸与という形で、色はどうなるか分かりませんが。ジャンパーとなればそれより予算は少し低くなります。どちらか。あとは視察研修の旅費を補正予算に要請していました。以上です。
議 長	補正で対応しているのは作業着で、ですか。
事務局 長	作業着の上下です。
議 長	まずその予算がついたらジャンパーにするか、作業着にするか、その辺はちょっと調整して進めたいと思います。
15 番 委 員	どちらでも結構です。分かるように。
議 長	その他、何か。
17 番 委 員	17 番。先ほど質問すれば良かったのですがけれども、農業施策の要請についてですが、2ページの担い手(2)番、貸し手については(1)でやっていますけれども、借り手についての助成制度をうたっていますけれども、これはあくまでも要請ですからいいのですが、現実問題、7月17日の農政委員会の中でも質問した時に実際何人が毎年借りて現状どうなっているのかということ調べてもらいたいと言ったので、早急局長が動いたようですので結果報告をしていただきたいです。
事務局 長	申し訳ございません。件数までは確認しておりませんでした。ただしその資金については農協さんに行き確認してきました。結構ハードルが高いし申請の方法もちょっと難しいなと思いました。今回の議定書の中には申請の簡略化と緩和を載せました。やはり借りる方も借りやすくした方がいいと思います。ただちょっと件数については農林課の方に1回聞きましたけれども、その辺については何も聞いていません。申し訳ありませんでした。
議 長	それは今度の総会の時に現状をお願いします。その他は。
8 番 委 員	8番です。先ほど局長の方にも資料を2枚ほどお渡ししておりました。1つは私の所に毎年来る研究会、全国大会が何カ所もあるのですが、その1番最初に来たもの、山形、北海道、菊池市だとか。あとはマッチングフェアということですので、皆さんも生産物がそのまま事業者とマッチングできるような場所、と手をあげると参加できますのでそういった内容のものを2部、局長の方にお届けしておりますので、興味ある方は。
議 長	はい。その他皆さんからは。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	<b>【閉会】</b> それでは以上をもって第114回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

午後 12 時 10 分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年7月25日

遠 野 市 農 業 委 員 16番 \_\_\_\_\_

同 17番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 17番 \_\_\_\_\_